

◎議案第 21 号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について

議案第 22 号 白老町学校給食費条例の制定について

議案第 24 号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について

議案第 27 号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 31 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 32 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 35 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 36 号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 39 号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 42 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 44 号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第 9 号 平成 27 年度白老町一般会計予算

議案第 10 号 平成 27 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 11 号 平成 27 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 12 号 平成 27 年度白老町公共下水道事業特別会計予算

議案第 13 号 平成 27 年度白老町学校給食特別会計予算

議案第 14 号 平成 27 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第 15 号 平成 27 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

議案第 16 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第 17 号 平成 27 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

議案第 18 号 平成 27 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第 19 号 平成 27 年度白老町水道事業会計予算

議案第 20 号 平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第 24、議案第 21 号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について、議案第 22 号 白老町学校給食費条例の制定について、議案第 24 号 白老町

公共施設等整備基金条例の制定について、議案第 27 号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 31 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 32 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 35 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 36 号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 39 号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 42 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第 44 号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第 9 号 平成 27 年度白老町一般会計予算、議案第 10 号 平成 27 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 11 号 平成 27 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 12 号 平成 27 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第 13 号 平成 27 年度白老町学校給食特別会計予算、議案第 14 号 平成 27 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 27 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、議案第 16 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第 17 号 平成 27 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第 18 号 平成 27 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第 19 号 平成 27 年度白老町水道事業会計予算、議案第 20 号 平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上、平成 27 年度各会計予算 12 件とこれに関連する条例の制定、一部改正及び廃止議案 11 件、計画の変更 1 件の合わせて 24 議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第 21 号 しらおい食育防災センター設置条例の制定につ

いて

○議長（山本浩平君） 議案第 21 号の提案を願います。

葛西教育課食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課食育防災センター開設準備担当課長（葛西吉孝君） 議案第 21 号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について。

しらおい食育防災センター設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

次に、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（白老町学校給食センター条例の廃止）

2 白老町学校給食センター条例（昭和 45 年条例第 47 号）は廃止する。
次に、議案説明でございます。災害等非常時における食糧供給拠点及び平常時の学校給食の供給等の食育に関する事業を実施するしらおい食育防災センターを設置することから、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、公の施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、本条例を制定するものであります。
以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

しらおい食育防災センター設置条例

（目的）

第 1 条 白老町における災害発生時等における食糧供給等の防災に関する事業及び平常時の学校給食の供給等の食育に関する事業を円滑に行うため、調理等の業務を実施する施設として、しらおい食育防災センター（以下「食育防災センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 食育防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しらおい食育防災センター	白老郡白老町字石山 6 8 番地 3 1

（職員）

第 3 条 食育防災センターに、センター長その他必要な職員を置く。

（委任）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（白老町学校給食センター条例の廃止）

2 白老町学校給食センター条例（昭和 4 5 年条例第 4 7 号）は、廃止する。

議案第 2 2 号 白老町学校給食費条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第 22 号の提案を願います。

葛西教育課食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課食育防災センター開設準備担当課長（葛西吉孝君） 議案第 22 号 白老町学校給食費条例の制定について。

白老町学校給食費条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

附則。この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

次に、議案説明でございます。しらおい食育防災センターの設置により、学校給食センター条例が廃止となることから、同条例に定められていた学校給食費に関わる基準を条例で定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

以上でございます。

白老町学校給食費条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)に基づき実施する学校給食に係る学校給食費(以下「給食費」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 町は、法第4条の規定に基づき、町が設置する町立学校(白老町立学校設置条例(昭和42年白老町条例第27号)で定める学校をいう。)に在籍するすべての児童、生徒及び学校給食を受ける教職員等を対象に学校給食(法第3条第1項に規定する学校給食をいう。)を実施するものとする。

(給食費の額)

第3条 給食費の額は、学校給食に要する経費のうち、法第11条第2項に規定する保護者の負担する範囲内において、教育委員会が定める額とする。

(給食費の徴収)

第4条 町長は、第2条の規定により学校給食を受ける児童、生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及びその他これに準じる者)及び学校給食を受ける教職員等から給食費として徴収する。

(給食費の納付)

第5条 給食費は、当該月分を規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食の試食)

第6条 保護者又は学校給食の普及充実を図ることを目的とした個人又は団体から学校給食の試食の申出があった場合は、当該申出をした者に対し、学校給食を実施することができる。

2 前項の学校給食を実施したときは、学校給食を受けた者から第3条に規定する額を徴収する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第24号の提案をお願いします。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について。

白老町公共施設等整備基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（白老町教育関係施設整備基金条例及び白老町都市公園づくり基金条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 白老町教育関係施設整備基金条例

（2） 白老町都市公園づくり基金条例

（経過措置）

次に、議案説明でございます。基金の有効かつ効果的な活用を図ることを目的として、白老町教育関係施設整備基金及び白老町都市公園づくり基金を統合し、本町の公共施設等の整備に要する財源に充てるため、本条例を制定するものである。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により設置されていた各基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。

以上でございます。

白老町公共施設等整備基金条例

（設置）

第1条 本町における公用又は公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の整備に要する資金に充てるため、白老町公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、指定寄附及び予算で定める額を積み立てるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り

入れるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は所定の予算を定め処分するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白老町教育関係施設整備基金条例及び白老町都市公園づくり基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 白老町教育関係施設整備基金条例(昭和53年条例第1号)

(2) 白老町都市公園づくり基金条例(平成15年条例第2号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により設置されていた各基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。

議案第27号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例

の制定について

○議長(山本浩平君) 議案第27号の提案を願います。

大黒総務課長。

○総務課長(大黒克己君) 議案第27号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町副町長定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。行財政改革はもとより、少子高齢化対策、人口減少対策及び産業振興対策など地域活性化に対する新たな行政課題に迅速かつ的確に対応すべく、副町長の定数を2人として体制の整備・強化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

白老町副町長定数条例新旧対照表

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を <u>1人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を <u>2人</u> とする。

議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第31号の提案を願います。
大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老長。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（給与の切替えに伴う経過措置）

2 平成27年4月1日（以下に「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給与月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、この条例における改正後の職員の給与に関する条例附則第27項の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額として支給する。

（切替日前の異動者の号棒等の調整）

3 切替日前の職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号棒又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が議切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
次のページ、議案説明でございます。人事院勧告に基づく給与改定の総合的見直しのほか、
本町の財政健全化に向けて取り組みとして、職員の給与の自主削減を継続するため、本条例
の一部を改正するものでございます。
以上でございます。

職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当及び勤励手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、寒冷地手当、管理職員特別手当、期末手当及び勤励手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の18を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 単身赴任手当の月額、23,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 単身赴任手当の月額、30,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。</p> <p>3 略</p>

<p>4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第18項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第21条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p>	<p>4 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第17条の3 前条第1項の規定による規則で定める職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項 第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で定める職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第21条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p>
---	--

<p>2～3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第18項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>5～6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第18項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、その死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の75を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）略</p> <p>附 則</p> <p>18 当分の間、職員（行政職給料表（一）の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級である者であってその号俸がその職務の級に</p>	<p>2～3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>5～6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、その死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の75を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）略</p> <p>附 則</p> <p>18 削除</p>
---	--

おける最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額(当該特定職員が第12条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた給料月額、以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額(当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の給料月額からその半額を減じた額、以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項及び附則第20項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第20項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 その基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、その基準日現在におい

て当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 その基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第20条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号率に達しない場合にあっては、その基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る割合を乗じて得た額)

(5) 第21条第1項から第4項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第21条第1項 前各号に定める額

イ 第21条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第21条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により

当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

<p>エ 第21条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>19 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な次項は、規則で定める。</p> <p>20 附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号率に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>19 削除</p> <p>20 削除</p> <p>27 職員の給料額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、同表に定める額に行政職給料表の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の94.4、5級の職員にあつては100分の92、6級の職員にあつては100分の89.2、医療職給料表（一）の職務の級の職員にあつては100分の93、医療職給料表（二）の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の94.4、5級の職員にあつては100分の92、医療職給料表（三）の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の94.4、5級の職員にあつては100分の92を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する職員の当該離職日における給料月額並びに期末手当及び勤勉</p>
---	--

別表第1 略 別表第2 略 別表第3 略 別表第4 略	手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める額とする。 別表第1 改正 別表第2 略 別表第3 改正 別表第4 改正
--------------------------------------	---

議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改定する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第32号の提案を願います。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長については、この条例による改正後の第1条の規定及び改正後の附則の教育長の給料額に関する規定は適用せず、この条例による改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。

次のページ、議案説明でございます。本町における財政健全化に向けた取組みとして、特別職の給与の自主削減を継続するため、また、現行の教育委員長と教育長を統合し新たな責任者（新「教育長」）を置くことなどとする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月から施行されることに伴い、新「教育長」が常勤の特別職の身分となることから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでござい

ます。

以上でございます。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前		改正後																																																																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 町長</p> <p>(2) 副町長</p> <p>別表第1(第3条関係)(給料)</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>町長</td><td>850,000円</td></tr><tr><td>副町長</td><td>682,000円</td></tr></tbody></table> <p>別表第2(第6条関係)(内国旅行の旅費)</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">職名</th><th rowspan="2">鉄道賃(バス賃を含む。) 船賃及び航空賃</th><th rowspan="2">車賃(1キロメートルにつき)</th><th colspan="2">日当(胆振管外1日につき)</th><th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th></tr><tr><th>町内</th><th>町外</th><th>町内</th><th>町外</th></tr></thead><tbody><tr><td>町長</td><td>白老町職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第10号)に規定する額</td><td>円37</td><td>円1,000</td><td>円7,000</td><td>円12,000</td><td></td></tr><tr><td>副町長</td><td></td><td></td><td>円1,000</td><td>円7,000</td><td>円11,000</td><td></td></tr></tbody></table> <p>以下 略</p> <p>別表第3(第6条関係)(移転料)</p>		職名	給料月額	町長	850,000円	副町長	682,000円	職名	鉄道賃(バス賃を含む。) 船賃及び航空賃	車賃(1キロメートルにつき)	日当(胆振管外1日につき)		宿泊料(1夜につき)		町内	町外	町内	町外	町長	白老町職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第10号)に規定する額	円37	円1,000	円7,000	円12,000		副町長			円1,000	円7,000	円11,000		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 町長</p> <p>(2) 副町長</p> <p>(3) 教育長</p> <p>別表第1(第3条関係)(給料)</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>町長</td><td>850,000円</td></tr><tr><td>副町長</td><td>682,000円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>607,000円</td></tr></tbody></table> <p>別表第2(第6条関係)(内国旅行の旅費)</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">職名</th><th rowspan="2">鉄道賃(バス賃を含む。) 船賃及び航空賃</th><th rowspan="2">車賃(1キロメートルにつき)</th><th colspan="2">日当(胆振管外1日につき)</th><th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th></tr><tr><th>町内</th><th>町外</th><th>町内</th><th>町外</th></tr></thead><tbody><tr><td>町長</td><td>白老町職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第10号)に規定する額</td><td>円37</td><td>円1,000</td><td>円7,000</td><td>円12,000</td><td></td></tr><tr><td>副町長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>教育長</td><td></td><td></td><td>円1,000</td><td>円7,000</td><td>円11,000</td><td></td></tr></tbody></table> <p>以下 略</p> <p>別表第3(第6条関係)(移転料)</p>		職名	給料月額	町長	850,000円	副町長	682,000円	教育長	607,000円	職名	鉄道賃(バス賃を含む。) 船賃及び航空賃	車賃(1キロメートルにつき)	日当(胆振管外1日につき)		宿泊料(1夜につき)		町内	町外	町内	町外	町長	白老町職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第10号)に規定する額	円37	円1,000	円7,000	円12,000		副町長							教育長			円1,000	円7,000	円11,000	
職名	給料月額																																																																									
町長	850,000円																																																																									
副町長	682,000円																																																																									
職名	鉄道賃(バス賃を含む。) 船賃及び航空賃	車賃(1キロメートルにつき)	日当(胆振管外1日につき)		宿泊料(1夜につき)																																																																					
			町内	町外	町内	町外																																																																				
町長	白老町職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第10号)に規定する額	円37	円1,000	円7,000	円12,000																																																																					
副町長			円1,000	円7,000	円11,000																																																																					
職名	給料月額																																																																									
町長	850,000円																																																																									
副町長	682,000円																																																																									
教育長	607,000円																																																																									
職名	鉄道賃(バス賃を含む。) 船賃及び航空賃	車賃(1キロメートルにつき)	日当(胆振管外1日につき)		宿泊料(1夜につき)																																																																					
			町内	町外	町内	町外																																																																				
町長	白老町職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第10号)に規定する額	円37	円1,000	円7,000	円12,000																																																																					
副町長																																																																										
教育長			円1,000	円7,000	円11,000																																																																					

区分	鉄道 50 キロ メー トル 未満	鉄道 50 キロ メー トル 以上	鉄道 10 キロ メー トル 以上	鉄道 30 キロ メー トル 以上	鉄道 50 キロ メー トル 以上	鉄道 1,0 00 キロ メー トル 以上	鉄道 1, 3, 50 00 キロ メー トル 以上	鉄道 3, 00 キロ メー トル 以上
町長	円	円	円	円	円	円	円	円
副町長	126, 000	144, 000	178, 000	220, 000	292, 000	306, 000	328, 000	381, 000

以下 略
附 則
1～27 略

区分	鉄道 50 キロ メー トル 未満	鉄道 50 キロ メー トル 以上	鉄道 10 キロ メー トル 以上	鉄道 30 キロ メー トル 以上	鉄道 50 キロ メー トル 以上	鉄道 1, 1, 50 00 キロ メー トル 以上	鉄道 1, 5, 3, 00 00 キロ メー トル 以上	鉄道 3, 00 00 キロ メー トル 以上
町長	円	円	円	円	円	円	円	円
副町長	126, 000	144, 000	178, 000	220, 000	292, 000	306, 000	328, 000	381, 000
町長								
教育長								

以下 略
附 則
1～27 略
28 特別職の職員の給料額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に町長にあっては100分の55、副町長にあっては100分の60、教育長にあっては100分の65を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する特別職の職員の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1に掲げる額とする。

--	--

議案第35号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第35号の提案を願います。
坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 議案第35号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する
条例の制定について。

白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
平成27年2月23日提出。白老町長。

附則。この条例は平成27年4月1日から施行する。

次に、議案説明でございます。平成24年8月に児童福祉法第6条の3第2項が改正された
ことに伴い、本町が実施している放課後児童クラブの対象児童を、現在の「小学校1学年か
ら3学年に在学している児童」から「小学校に在学している児童」と拡大し、児童の健全育
成を図るため、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。よろしくお願いたします。

白老町放課後児童クラブ条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、就労等により昼間保護者が不在となる家庭の<u>小学校低学年児童</u>の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（対象児童）</p> <p>第4条 児童クラブに入会できる者は、次に掲げる児童（以下「対象児童」という。）とする。ただし、特別な理由がある場合は、この限</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、就労等により昼間保護者が不在となる家庭の<u>小学校に在学している児童</u>の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（対象児童）</p> <p>第4条 児童クラブに入会できる者は、次に掲げる児童（以下「対象児童」という。）とする。ただし、特別な理由がある場合は、この限</p>

りでない。	りでない。
(1) 町内の <u>小学校 1 学年から 3 学年に在学している児童</u>	(1) 町内の <u>小学校に在学している児童</u>
(2) 略	(2) 略

議案第 36 号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 議案第 36 号の提案をお願いします。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 議案第 36 号 白老町子ども発達支援センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例次のおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

議案説明でございます。平成 24 年 4 月に児童福祉法及び障害者総合支援法が改正されたことに伴い、特定相談支援及び障害者相談支援事業が新設され、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用するすべての障害児（者）に対しサービス等利用計画書の作成が義務づけられたことで本人主体の適切な支援や相談を受けられることから、白老町においても支援センターにて当該支援事業を開始するため、条例の一部を改正するものである。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議 36-2 の附則の 2 番を飛ばされていまして、これは大事だということでございますので、もう一度お願いいたします。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 申し訳ございません。

附則。

（白老町障害児通所支援事業条例の廃止）

2 白老町障害児通所支援事業条例（平成 15 年条例第 3 号）は廃止する。

以上でございます。

白老町子ども発達支援センター設置条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第3条 支援センターは次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>障害児等の療育指導に関すること。</u></p> <p>(2) <u>障害児等とその家族の相談に関すること。</u></p> <p>(3) <u>早期療養に関すること。</u></p> <p>(4) <u>子育て家庭に対する相談及び支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>子育て支援の普及及び啓発に関すること。</u></p> <p>(6) <u>支援センターに係る関係機関との連絡調整及び運営に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他子ども発達支援に関する事業</u></p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 支援センターを利用することができる者は、町内に居住する心身及びことばの発達の遅れや心配のあることも並びに子育てに不安や悩みのある保護者等とする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 支援センターは次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。)</u></p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</u></p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第16項に規定する基本相談支援及び計画相談支援を行う特定相談支援事業</u></p> <p>(4) <u>早期療育に関すること。</u></p> <p>(5) <u>子育て家庭に対する相談及び支援に関すること。</u></p> <p>(6) <u>子育て支援の普及及び啓発に関すること。</u></p> <p>(7) <u>支援センターに係る関係機関との連絡調整及び運営に関すること。</u></p> <p>(8) <u>その他子ども発達支援に関する事業</u></p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 支援センターを利用することができる者は、町内に居住する心身及びことばの発達の遅れや心配のあることも並びに子育てに不安や悩みのある保護者等とする。</p> <p><u>2 前条第1号から第3号までに掲げる事業は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号</u></p>

<p>(職員) 第5条 支援センターにセンター長その他の職員を置く。</p> <p>(委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>に定める者に限り、利用の対象となる。</p> <p>(1) 前条第1号の事業 次に掲げる者 ア 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けた者 イ 法第21条の6の規定による障害児通所支援の提供の措置を受けた者</p> <p>(2) 前条第2号の事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者</p> <p>(3) 前条第3号の事業 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象保護者</p> <p>(利用料) 第5条 支援センターの利用料は、規則で定める。</p> <p>(利用料の減免) 第6条 町長は、特別な理由があると認めた場合は、利用料の負担の猶予又は減免することができる。</p> <p>(職員) 第7条 支援センターにセンター長その他の職員を置く。</p> <p>(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
---	--

議案第37号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第37号の提案を願います。

田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議案第37号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次に、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の白老町介護保険条例第 4 条の規定並びに第 6 条の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の規定の例による。

議案説明でございます。介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、第 1 号被保険者の介護保険料率に関する基準が標準 6 段階から標準 9 段階に改正され、平成 27 年度を初年度とする白老町介護保険事業計画（第 6 期）の策定に基づき、その段階ごとの介護保険料額について改正する必要があるほか、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、市町村において実施する新たな地域支援事業の実施の猶予に関して条例を定める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくお願いいたします。

白老町介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
	(保険料率) 第 4 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
	(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。) 第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 32,700 円 (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 45,800 円 (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 49,000 円 (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 58,900 円 (5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる

者 65,400円

(6) 次のいずれかに該当する者 78,500円

ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ及び第8号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 85,000円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)及び次号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 98,100円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1

<p>2 略</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りによって算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u></p>	<p><u>号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</u></p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 111, 200円</p> <p>2 略</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>保険料の賦課期日後に次の各号のいずれかに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第6号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。</u></p> <p><u>(1) 令第39条第1項第1号に規定する者(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者並びに同号ハに規定する者を除く。)</u></p> <p><u>(2) 令第39条第1項第2号ロに規定する者</u></p> <p><u>(3) 令第39条第1項第3号ロに規定する者</u></p> <p><u>(4) 令第39条第1項第4号ロに規定する者</u></p> <p><u>(5) 令第39条第1項第5号ロに規定する者</u></p> <p><u>(6) 第4条第6号イに規定する者</u></p> <p><u>(7) 第4条第7号イに規定する者</u></p> <p><u>(8) 第4条第8号イに規定する者</u></p> <p>附 則</p>
--	--

<p>附 則 第1条～第7条 略</p>	<p>第1条～第7条 略 <u>（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等の整備に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活総合支援事業等に関する経過措置）</u> 第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。 2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。 3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。 4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。</p>
--------------------------	---

議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第39号の提案を願います。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を

改正する条例の制定について。

白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

附則。この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次のページ、議案説明でございます。現在の短期入所居室 10 床のうち 5 床を減らし、その 5 床を一般居室に転換、増床することで、自宅待機者の解消及び町民の利便性の拡充を図るべく、それらの定員を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。
よろしくお願いいたします。

白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

白老町立特別養護老人ホーム条例（平成 19 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「50 名」を「55 名」に改め、同条第 2 号中「10 名」を「5 名」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 42 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第 42 号の提案を願います。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議案第 42 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等については、この条例の規定による廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和58年条例第7号)の一部を次のように改正する。
規則に次の1項を加える。

26 教育長の給料額は、平成27年4月1日から現に在職する教育長が教育委員会の委員としての任期を終えるまでの間、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の65を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する教育長の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に掲げる額とする。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例に条例の施行に関し必要な事項、教育委員会が別に定める。

議案説明でございます。現行の教育委員長と教育長を統合し新たな責任者(新「教育長」)を置くことなどとする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されることに伴い、新「教育長」が常勤の特別職の身分となることから、本条例を廃止するものである。

また、本町における財政健全化に向けた取り組みとして、現行の教育委員会教育長の給与の自主削減を継続するため、併せて廃止前の条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和58年条例第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等については、この条例の規定による廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和58年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

26 教育長の給料額は、平成27年4月1日から現に在職する教育長が教育委員会の委員としての任期を終えるまでの間、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の65を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する教育長の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に掲げる額とする。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

議案第44号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、議案第44号の提案を願います。
高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 議案第44号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

白老町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により議会の議決を求めらる。

平成27年2月23日提出。白老町長。

次のページ、議案説明でございます。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が昨年4月1日に施行され、本町が新たに同法に基づく過疎地域として公示されたことから、同法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て本計画を策定したところであるが、当初計画では、平成27年度に策定予定の「地方版総合戦略」の重要な要素の一つとなり得る「民族共生の象徴となる空間」整備に関連する記載が不足している箇所があることから、今後の「地方版総合戦略」の策定を見据え、「象徴空間」に関する事業等の記載を追加するとともに、当初計画策定時には想定されていなかった事業等についても記載の修正、追加等の変更を行おうとするものである。

なお、変更内容については、北海道とあらかじめ協議を行っている。

以上でございます。

議案第9号 平成27年度白老町一般会計予算

○議長（山本浩平君） 次の議案の前にお諮りいたします。

予算議案の提案についてであります。「第1表 歳入歳出予算」、「第2表 債務負担行為」、「第3表 地方債」の朗読は、議案説明会において説明されておりますので、省略させて

いただくこととしてよろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

議案第9号の提案を願います。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第9号 平成27年度白老町一般会計予算。
平成27年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ89億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は25億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に件計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目間の流用。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしく提案申し上げます。

議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計
予算

○議長（山本浩平君） 議案第10号の提案を願います。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計
予算。

平成27年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億8,517万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第11号の提案を願います。

南町民課長。

○町民課長(南 光男君) 議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成27年度白老町の港と高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,860万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第12号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第12号の提案を願います。

田中上下水道課長。

○上下水道課長(田中春光君) 議案第12号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

平成27年度白老町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,241万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債第)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第13号の提案を願います。

葛西教育課食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課食育防災センター開設準備担当課長(葛西吉孝君) 議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算。

平成27年度白老町の学校給食特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,610万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第14号の提案を願います。

赤木産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設

整備事業特別会計予算。

平成 27 年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 6,028 万 1,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000 万円と定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 15 号 平成 27 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第 15 号の提案を願います。

中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長(中村英二君) 議案第 15 号 平成 27 年白老町墓園造成事業特別会計予算。

平成 27 年度白老町の墓園造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 307 万 6,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 16 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第 16 号の提案を願います。

田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議案第 16 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計予算。

平成 27 年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 20 億 6,535 万 5,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年2月23日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第17号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業
特別会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第17の提案を願います。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) 議案第17号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,156万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,500万円と定める。

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業
特別会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第18号の提案を願います。

野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億225万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分元請金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、5,000万円と定める。

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算

○議長(山本浩平君) 引き続きまして、議案第19号の提案を願います。

田中上下水道課長。

○上下水道課長(田中春光君) 議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成27年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 予 定 戸 数 9,417戸。

(2) 1 日 平 均 給 水 量 4,901立方メートル。

(3) 年 間 総 給 水 量 179万3,640立方メートル。

(4) 主要な建設改良事業

配水施設改良事業 1億300万円。

浄水施設整備事業 1,008万円。

次のページでございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億9,372万7,000円。各項、記載のとおり。

支出、第1款水道事業費用3億8,350万2,000円。各項、記載のとおり。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,027万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,000万8,000円、損益勘定留保資金1億7,027万円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入5,000万円。各項、記載のとおり。

支出、第1款資本的支出2億3,027万8,000円。各項、記載のとおり。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額 5,000 万円。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は 1,000 万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,702 万 2,000 円。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、2,075 万 1,000 円と定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

以上でございます。

議案第 20 号 平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第 20 号の提案を願います。

野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 議案第 20 号 平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第 1 条 平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 58 床。

(2) 年 間 患 者 数

入 院 1 万 2,078 人。

外 来 3 万 375 人。

(3) 1 日平均患者数

入 院 33 人。

外 来 125 人。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益8億3,942万6,000円。各項、記載のとおり。

支出、第1款病院事業費用8億3,942万6,000円。各項、記載のとおり。

次のページになります。

(資本的収入支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,500万円は、当年度分損益勘定保留資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入728万円。

1 出資金728万円。

支出、第1款資本的支出728万円。

1 企業債償還金728万円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項 給食栄養総合管理システム賃貸借。

期間 平成28年度から平成31年度まで。

限度額 167万円。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に定める経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費4億6,104万1,000円。

(2) 交際費51万9,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息等に充当するほか、運営の健全化を促進するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億7,195万円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、7,260万1,000円と定める

平成27年2月23日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただいま議案第9号から第20号までの各会計予算12件と、これに関連する議案12件、合わせて24件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら平成27年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われま。

そこで、慣例によりまして、議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えます。

よって、ここに特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第9号から第20号までの平成27年度各会計予算12件と関連議案12件、合わせて24件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審査をお願いすることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、平成27年度各会計予算12件と関連議案12件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。